

廃家電や粗大ごみなど、廃棄物の処理に「無許可」の回収業者を利用しないでください。



ご家庭のごみは、市町の責任の下で適正に処理する必要があります。

市町の許可や委託を受けずに回収業者がご家庭のごみを収集することは認められていません。



このようなちらしにだまされてはいけません。

- ご家庭の廃棄物を回収するには、市町の「一般廃棄物処理業許可」や委託が必要です。産業廃棄物処理業の許可や古物商の許可では回収できません。
- 無料回収と言いつつ高額な処理費用を請求された、事例もあります。

無許可の回収業者にはこのような例があります。



どうして利用してはいけないのかな？



不法投棄、不適正処理、不適正な管理による火災などの事例が報告されています！

不法投棄

無許可の廃棄物回収業者によって回収された廃家電や粗大ごみが、不法投棄された事例が報告されています。

不適正処理

環境対策を行わずに廃家電を破壊することで、フロンガスや鉛などの有害物質が環境に放出されます。

不適正な管理による火災

廃家電は電池やプラスチックを含むため、発火・延焼の危険性があり、不適正な管理による火災が発生しています。

廃家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）を買い換える場合は、買い換えた小売店へ。廃棄のみの場合は、購入した小売店にご相談ください。購入した小売店がわからない場合、市HPに掲載されている市内協力店へご相談ください。

市内のご家庭で不要となった小型家電（市指定 48 品目）は、市内に設置された回収ボックス又は拠点回収場所へご持参ください。

連絡先 明石市 資源循環課 ☎ 078-918-5794